

乳児院における ソーシャルワークのニーズに 対応するための取り組み

令和2年10月16日

大阪府・和泉乳児院 施設長
全国乳児福祉協議会 総務委員長
栗延 雅彦

和泉乳児院の取り組みより



■ ヒアリングの目的・ヒアリング事項：

- ① 直面しているソーシャルワークのニーズ

ソーシャルワークのニーズ【和泉乳児院】

- 児童相談所の考えや動きを理解し連携していくためには、ソーシャルワークが基本
- 入所児童の**早期家庭復帰**のため、親や家族（家庭）支援のニーズは高まるばかり　＜家庭支援専門相談員：複数必要＞
- **里親支援**についても、リクルートから研修～認定、マッチング～委託後の支援まで長期的かつ継続的なフォローが必要　＜里親支援機関職員・里親支援専門相談員＞
- **心理療法担当職員**も、子どもの発達支援だけでなく、その親や家族等への支援（コンサルテーション）が高く求められる　＜臨床心理士・公認心理師＞
- 地域のさまざまな子育て支援事業（電話相談、来所相談、在宅訪問、ショートステイ、ひろば事業等）に携わる職員もソーシャルワークが必要　＜地域子育て支援スタッフ＞

■ ヒアリングの目的・ヒアリング事項：

- ② ニーズに対応するため、どのような取組を行っているか。
また、フォスタリング支援等を含め、今後どのような機能を果たす必要があると考えるか

ニーズに対応するための取組等【和泉乳児院】

【研修：OJT・OFFJT等】

- 院内各クラスでの月1回の**ケース検討会**、嘱託医による**院内研修**、市の消防本部による**救命救急講習**、また通年研修としてブランチの児相と**処遇困難事例検討会**、**子どもの権利擁護及び人権研修**を実施
- 院外での研修としては、大阪府子ども家庭センターの研修、子ども家庭センター（3年目）と施設職員との交換研修（3日間）、大阪府社会福祉協議会児童施設部会ならびに研修センターの各種研修、大阪児童虐待防止協会の研修、家庭養護促進協会の研修、チャイルドリソースセンターの研修、府管4乳児院の研修、近乳協の各種研修、全乳協の各種研修、子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかしの研修等を実施

【里親支援等】

- 全国・近畿・大阪府の各里親会および行政等との検討や協議・調整・研修等
- ⇒ 院内施設職員向け研修に、里親や里親支援スタッフを交えて実施
- ⇒ スタッフ養成は時間がかかり、人員も不足
(面接技術・法制度の理解、児相との連携・調整、児相での研修、大阪府および各市町との連携、地域の関係機関との連携、関係機関同士の連携等)

ニーズに対応するための取組等【和泉乳児院】

- 心理療法担当職員へのスーパービジョンが難しい
 - ⇒ 社会的養護分野に長く関わってきた経験豊かな心理士をスーパーバイザーとして置いている
- 地域子育て支援事業では、利用者との関係が深まると子育ての悩みや相談も増してくる
 - ⇒ スタッフは子育て経験があり、安心感を強くもって話しやすく、カウンセリングやソーシャルワークの視点をもった者を配置

今後求められる機能等【和泉乳児院】

- アフターケア機能が大きな課題
(家庭復帰・里親委託・施設変更)
- 地域の訪問型の支援（アウトリーチ）機能の充実も課題
- 乳児院や児童養護施設の全施設に児童家庭支援センターある
いはその機能を付設する
- ⇒ さまざまな事業を継続していくために、スタッフが休業した
際の代替職員の確保が大きな課題

■ヒアリングの目的・ヒアリング事項：

③そのために求められる人材像と、その人材確保の現状について

<具体的な関心事項の例>

- ・施設職員の雇用を促進するための取り組みについて
- ・入所した子どものケアと家族支援に必要なソーシャルワークの専門性（姿勢、知識、技術など）について。

専門性を身に着けるための育成の在り方

- ・入所児童ケースの支援に限らず、地域の要保護児童等事例に対する支援におけるソーシャルワークについて：

委託一時保護、ショートステイやトワイライト等の現状、および施設機能を活用した要保護児童等への支援における市区町村や児相と連携の現状と課題、および地域の要保護児童等事例に対する支援に必要な専門性（姿勢、知識、技術など）についてとそれを身に着けるための育成の在り方。

- 社会的養護への基本的な理解をもっている者
 - 子どもを慈しみ、愛情深く接することができる
 - 子どもの権利を擁護する強い意志と倫理観をもっている
 - 行動力がある
 - 常に人間関係やチームプレーがスムーズにとれる
 - 専門性を着実に積み上げられる
 - 危機的な場面においても冷静な判断・対応ができる

- 学生：保育士養成校の実習前の施設体験やゼミ学生の研修、インターン受け入れ

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない

- ボランティア：随時受け入れ

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない

⇒ 人材確保はいま大変厳しい状況

- 施設ホームページで見学会開催、あるいはボランティア等公募
- 施設見学及び実習 ▶ ボランティア ▶ 試験 ▶ 採用
- 大学の先生等の紹介 ▶ ボランティアまたはアルバイト ▶ 試験 ▶ 採用

■ ヒアリングの目的・ヒアリング事項：

④施設の小規模化・多機能化が進むにつれて生じる人材育成等の課題について

<具体的な関心事項の例>

- ・多機能化で求められる能力は高度化する一方で、小規模化の流れもあり少人数勤務になることも多いと聞くが、OJTのやり方などに困難や工夫はあるか。

小規模化等による人材育成等の課題 【和泉乳児院】

- 職員のメンタルヘルス対応
- 新任職員の相談・助言・指導は1年間固定した先輩職員とのペアで実施
- **業務マニュアル**の実施と、日々業務終了時に**1日の振り返り**を実施
- 業務省力化のひとつとして、児童記録等のOA化推進
- 小規模化は、**本体施設のなか**で実施する方がベター
(夜間等の緊急対応等も考慮)
- 小規模化・多機能化が進むことで、全体を見て調整する役割の職員の配置が必要

■ ヒアリングの目的・ヒアリング事項：

- ⑤ 研修・人材養成や人事制度・キャリアパスについての現状と課題、取組状況について

- 家庭支援専門相談員は、乳児院の現場経験20年以上でクラスリーダーを経て、基幹的職員養成研修等を受けた主任あるいは副主任級の職員を配置
- 現状では国の**処遇改善加算**や全乳協の**研修体系**を絡めたOFF-JTを組み立てているが、職員数に余裕がないと外の研修に出せないという事情がある
- 人事考課制度はまだ未導入
(少ない職員同士での人間関係やチームワーク体制をスムーズにとっていくことを優先)
- 現状当院職員は56名で平均勤続年数は約11年だが、5年なり10年勤めてやっと一人前の仕事ができるようになり退職ということもよくある
- 結婚・出産・育児あるいは親の介護等の就業環境面での充実が大きな課題

全国乳児福祉協議会（全乳協）の 取り組み、現状と課題

乳児院をめぐる近年の傾向

病虚弱児や障害が
疑われる子どもの
受け入れの増加

一時保護委託
受け入れの増加

精神疾患を抱えた
親の増加

地域の要保護児童等の
支援ニーズの増加



ソーシャルワークにかかる課題

医療機関や
療育支援機関との連携

アセスメントにかかる
十分な情報収集

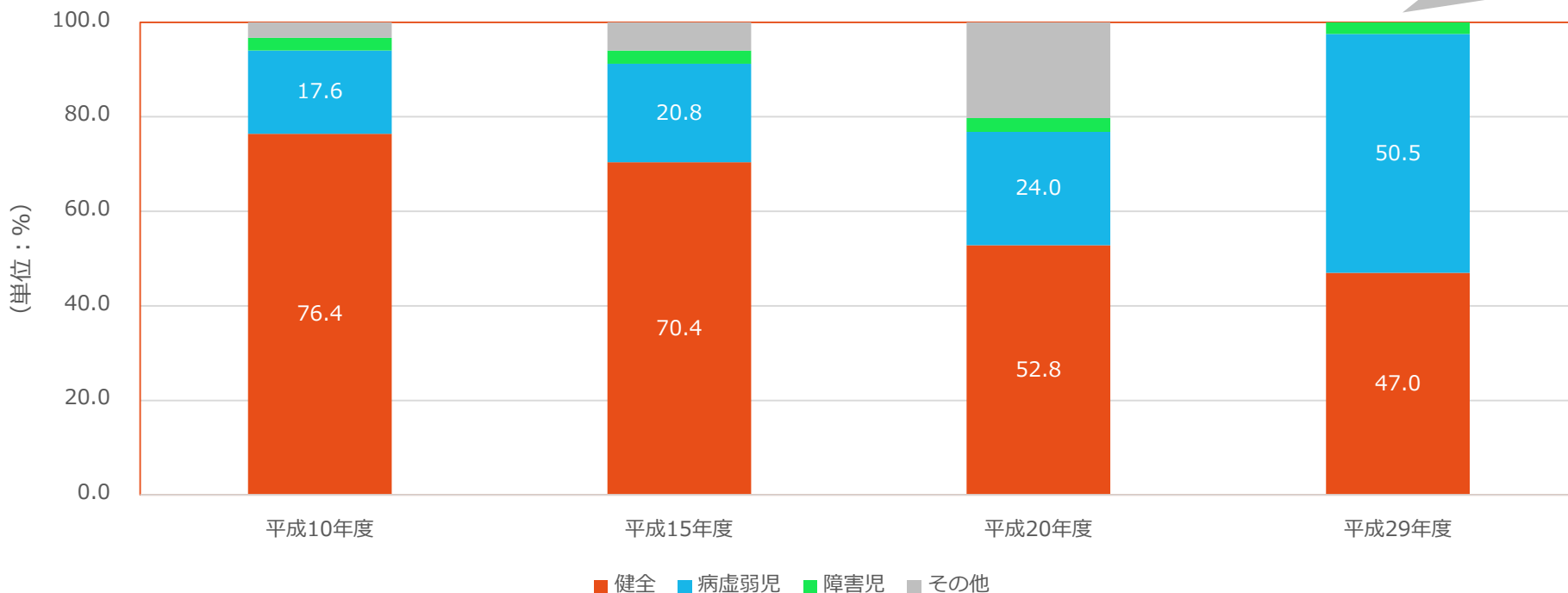
精神科医師との連携

市町村の要対協や
子育て世代包括支援
センターとの連携

病虚弱児や障害が疑われる子どもの受け入れの増加

- 児童虐待の深刻化等により、入所児童のうち心身の状況が「健全」な子どもは減少、病虚弱児や障害児・障害が疑われる子どもは増加の傾向にある。

新規入所児童の心身の状況の推移

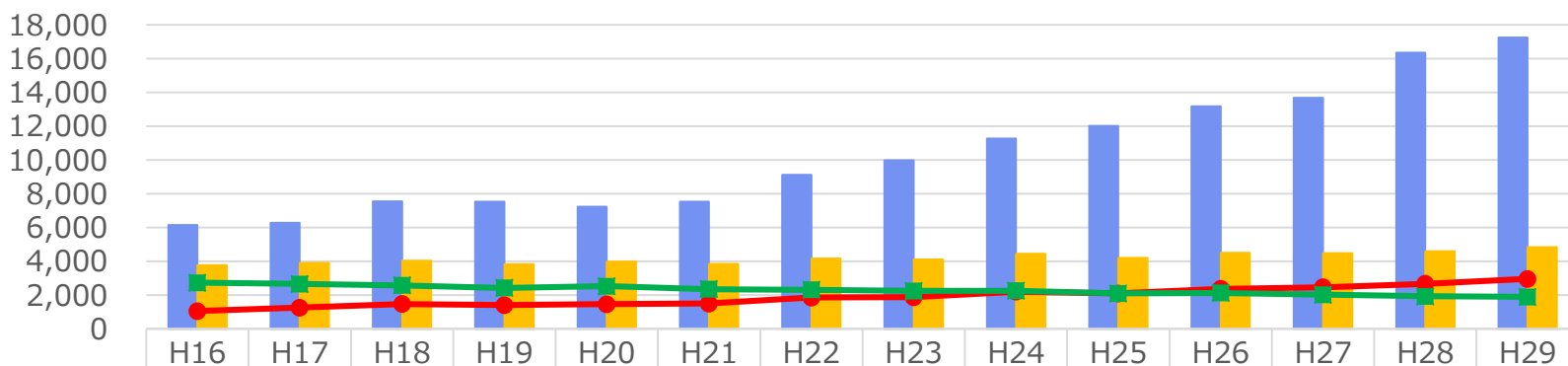


平成20年度までの「その他」を平成29年度においては「病虚弱児」「障害児」に整理

一時保護委託受け入れの増加

- 乳幼児の一時保護は、児童相談所の一時保護所では対応が難しいことから、専ら乳児院が受託している。
- 措置入所児数が微減する一方で一時保護委託児数は増加の傾向にあり、平成25年度以降は一時保護委託児数が措置入所児数を上回っている。

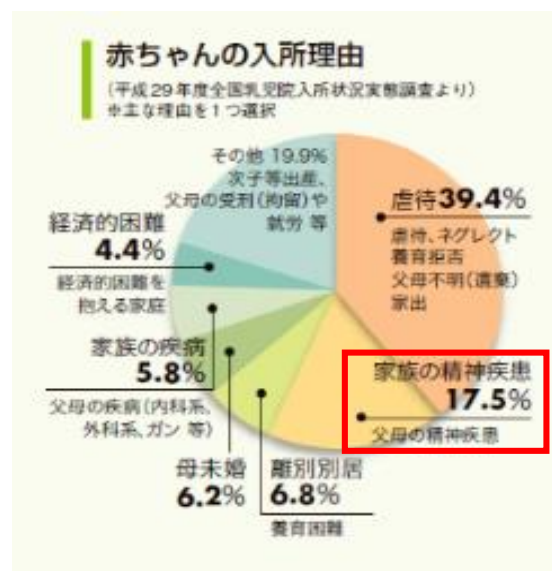
厚生労働省福祉行政統計にみる乳児院の措置入所児数と一時保護委託児数の推移



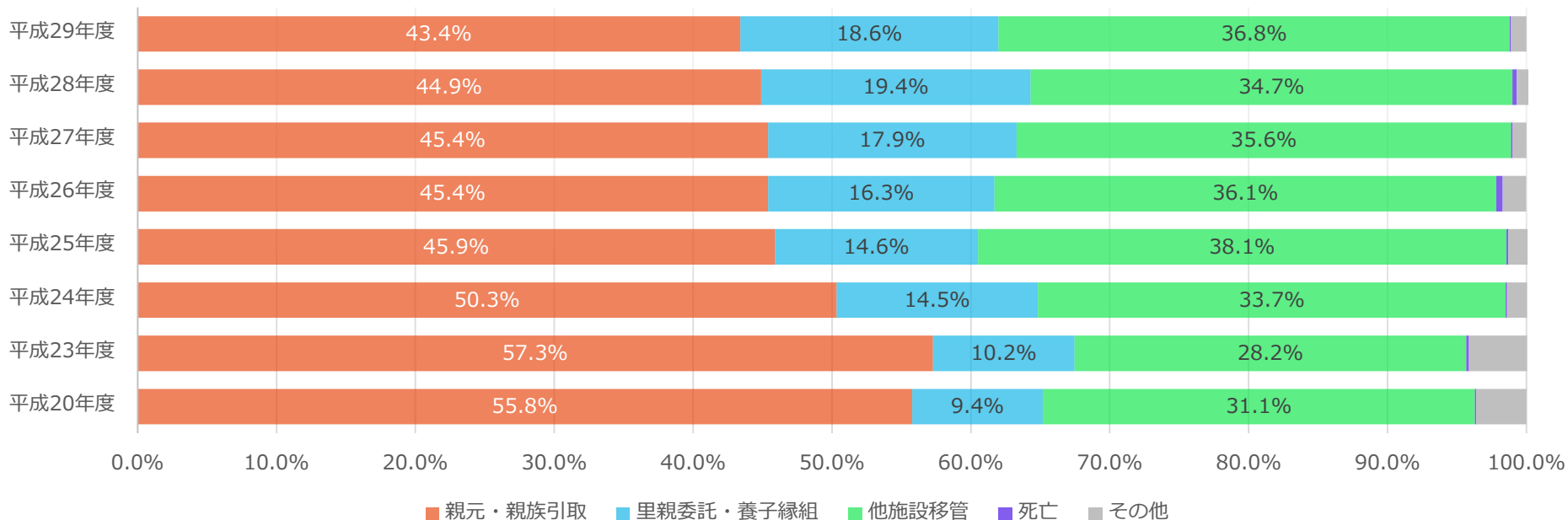
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
■ 委託一時保護全数	6,148	6,280	7,548	7,522	7,233	7,531	9,126	9,985	11,268	12,016	13,169	13,674	16,345	17,248
■ 合計 a + b	3,779	3,909	4,043	3,826	3,984	3,855	4,162	4,118	4,454	4,197	4,498	4,490	4,602	4,847
● a 乳児院一時保護児数	1,047	1,252	1,472	1,406	1,461	1,502	1,851	1,872	2,202	2,098	2,372	2,465	2,671	2,957
■ b 乳児院措置入所児数	2,732	2,657	2,571	2,420	2,523	2,353	2,311	2,246	2,252	2,099	2,126	2,025	1,931	1,890

乳児院における家庭養育の推進

- 主な入所理由において「家族の精神疾患」が増加している。
- 児童虐待の深刻化など乳幼児の状況、関わりの難しい保護者などの状況の変化のなかで、乳児院は多くの子どもを家庭養育につなげている。



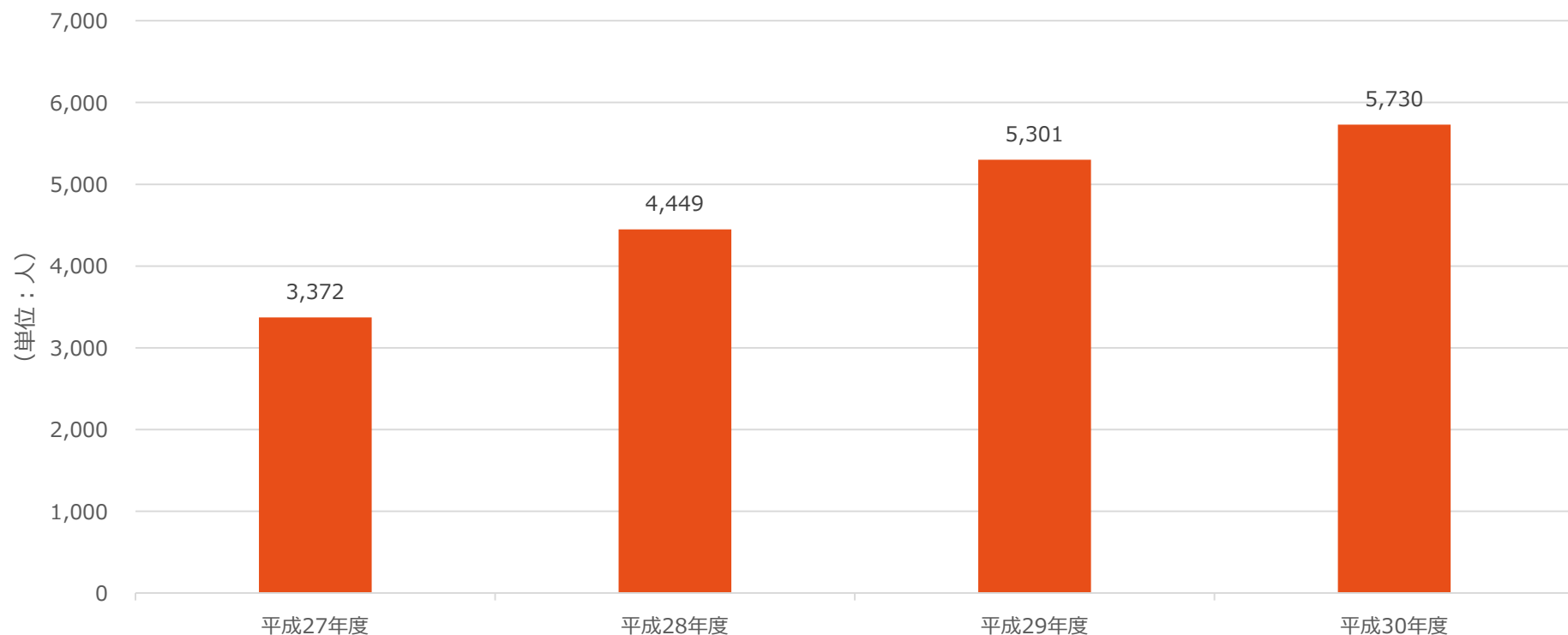
入所児童の退所理由の推移



ショートステイ・トワイライトステイ受け入れの増加

○ ショートステイ・トワイライトステイの受け入れは年々増加しており、地域の要保護児童等の支援ニーズに対応している。

市町村による「ショートステイ」「トワイライトステイ」等の子育て支援事業等で受け入れた児童数



職員の状況 (平成31年4月1日現在)

n=141施設

	常勤 人数	非常勤 人数	合計		(内数) 社会福祉士 資格保有者	(内数) 精神保健 福祉士資格 保有者
			人数	割合		
施設長	138人	2人	140人	2.3%	19人	4人
医師・嘱託医	9人	152人	161人	2.7%		
看護師等	633人	105人	738人	12.4%	5人	
助産師	17人	3人	20人	0.3%		
保育士	2,434人	256人	2,690人	45.0%	29人	2人
児童指導員	179人	21人	200人	3.3%	19人	1人
その他の直接処遇職員	128人	85人	213人	3.8%		
家庭支援専門相談員	170人	6人	176人	2.9%	39人	8人
個別対応職員	133人	4人	137人	2.3%		
心理	90人	45人	135人	2.3%		1人
公認心理師	30人	16人	46人	0.8%		1人
臨床心理士	33人	21人	54人	0.9%		
認定心理士	17人	4人	21人	0.4%		
資格なし(心理学を修めたもの)	10人	4人	14人	0.2%		
栄養士	201人	4人	205人	3.4%		
調理員	393人	74人	467人	7.8%		
里親支援専門相談員	116人	2人	118人	2.0%	21人	4人
事務員	198人	25人	223人	3.7%	4人	1人
洗濯・清掃員	66人	124人	190人	3.2%		
その他の職員	102人	80人	182人	3.0%	21人	4人
合計	4,990人	985人	5,975人	100%	157人	25人

- 全乳協では、乳児院に対するニーズを踏まえ、乳児院がめざすべき高機能化・多機能化の姿としての「**乳幼児総合支援センター**」のあり方を提言
- 「乳幼児総合支援センター」の機能
 - ・ ①小規模養育支援、②要保護児童等予防的支援、③一時保護、④親子関係構築支援、⑤フォスタリング、⑥アフターケア
 - ・ これら機能を統括し質的向上を図る基盤としての「**センター拠点機能**」
- 乳児院のソーシャルワークは、市町村との連携による予防的支援から親子関係構築支援・フォスタリング等を経てアフターケアまで、支援フロー全体を通じて提供
- 支援フローに通底するのは、乳児院が専門職の協働により、就学前までの短期間での対応で培ってきた**アセスメント（乳幼児・親・親子関係）の専門性**

『乳幼児総合支援センター』をめざして～乳児院の今後のあり方検討委員会 報告書～ (令和元年9月全乳協)のポイント

第1章 本報告書のベースとしての 「平成24年乳児院将来ビジョン」

- 本報告書は、「平成24年乳児院将来ビジョン」をベースとして、地域社会の要保護児童・要支援家庭への福祉的アプローチの重要性をアピールするとともに、重点方針"養育の質の向上と支援の充実"を再確認し、乳児院としての強みと今後の方向性を明確にしたもの。

【「平成24年乳児院将来ビジョン」のポイント】

- 適切な養育環境の永続的保障の充実が一番大切にした視点
- 法的(必須)義務機能(①一時保護所機能、②専門的養育機能、③親子関係育成機能、④再出発支援機能、⑤アフターケア機能)の展開にはアセスメントが重要
- 地域特性や法人理念に応じた選択機能である地域子育て支援機能の展開

第2章 社会的養育を取り巻く状況

- 平成28年改正児童福祉法による家庭と同様の環境における養育の推進
- 新しい社会的養育ビジョンの数値目標等の衝撃
- 今後10年間の都道府県社会的養育推進計画の策定

第3章 乳児院の現状

- 児童虐待の深刻化、「健全」な乳幼児の減少
- 精神疾患など関わりの難しい保護者に対応し、多くの乳幼児を家庭養育へとつないでいる
- 乳児院ではすでに「ケアニーズの非常に高い」子どもの支援に取り組んでいる
- 乳児院における子どもの「ケアニーズ」は医療的ケアにとどまらず、身体面・心理面・社会面と多様。さらに家庭側の課題も「ケアニーズの非常に高い」支援対象としなければ、行き場のない乳幼児が厳しい状況下のままに地域・家庭に放置される。

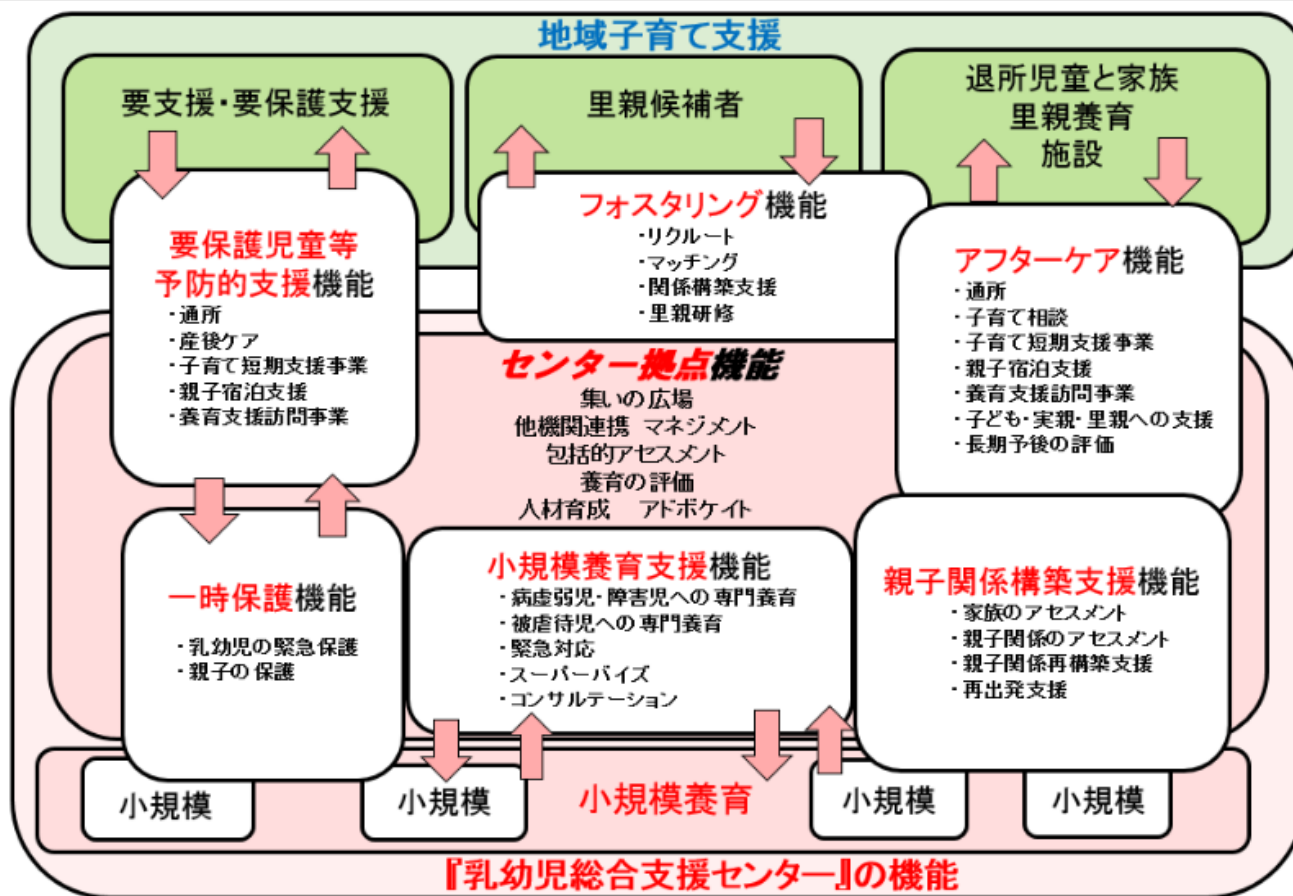
第4章 『乳幼児総合支援センター』のあり方

- 『乳幼児総合支援センター』は乳児院の高機能化・多機能化の具体的な姿
- 『乳幼児総合支援センター』の機能と支援フロー

詳細は
次頁以降

【『乳幼児総合支援センター』の機能】

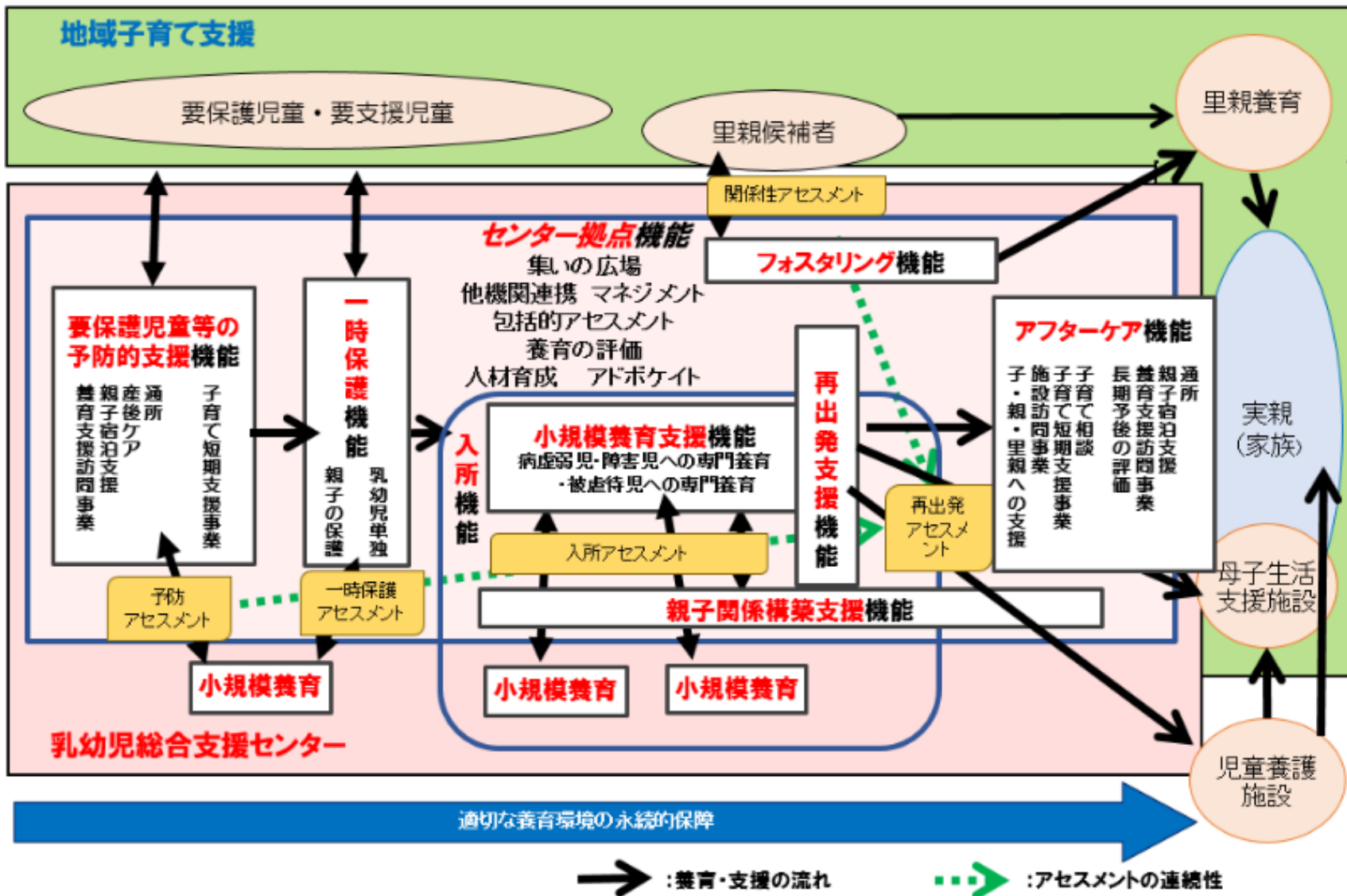
- ① 小規模養育支援機能 … 小規模環境の養育者と課題を抱えた子どもの双方を支援
 - ② 要保護児童等予防的支援機能 … 特定妊婦等のハイリスクケースの支援事業への協力や実施、要対協への参画
 - ③ 一時保護機能 … 子どもだけでなく親子の一時保護
 - ④ 親子関係構築支援機能 … 親の受援力を培い、親子関係を形成。家族機能を回復させ、再出発支援まで
 - ⑤ フォスタリング機能 … 里親を開拓・育成し、里親が相談しやすく協働できる継続的な環境を作る
 - ⑥ アフターケア機能 … 長期予後の評価・支援を退所児の居住する市区町村との協働で展開
- ⇒ これら全ての機能を統括し質的向上を図る基盤としての「センター拠点機能」



『乳幼児総合支援センター』をめざして～乳児院の今後のあり方検討委員会 報告書～ (令和元年9月全乳協)のポイント

【『乳幼児総合支援センター』の支援フロー】

- 個々のケースについて一専門分野での視点でなく多角的、包括的に情報を集約したアセスメントが必要
- そのために重要となるのがケースカンファレンスの重層的な設定





『乳幼児総合支援センター』をめざして～乳児院の今後のあり方検討委員会 報告書～ (令和元年9月全乳協)のポイント

第5章 『乳幼児総合支援センター』を支える 施策のあり方

1. 高機能化・多機能化を可能とする施策の整備や職員配置

- 以下の新たな機能をはじめ、『乳幼児総合支援センター』の取り組みを可能とする法制度・施策の整備が不可欠。

- 「要保護児童等の予防的支援機能」のうち、親子の通所、産後ケア事業、親子宿泊支援、養育支援訪問事業
- 「一時保護機能」のうち、親子の一時保護
- 「フォスタリング機能」
- 「アフターケア機能」のうち、長期予後の評価

- とくに重要なのは職員配置の抜本的な改善（具体的には子ども1人对職員3人）と大幅な処遇改善であり「働き方改革」の観点からも必要

2. 「機能転換」と「地域分散化」について

- 『乳幼児総合支援センター』の各種機能は、従来の乳児院の機能を充実・強化するもので「転換」するものではない。子どもと家族のニーズに対応するための選択肢を狭める「機能転換」はすすめられるべきではない。
- 「ケアニーズの非常に高い」乳幼児を受け入れ、専門職の協働による養育・支援を行う『乳幼児総合支援センター』は基本的に「地域分散化」の例外

3. 義務的経費化による高機能化等の担保

- 虐待対応件数の増加に比して、これまで代替養育の受け皿は伸びてこなかった。国には、各都道府県推進計画における社会的養育体制が実態に即しているか検証し、その改善を財政投入とともに図ることが重要課題。
- 『乳幼児総合支援センター』をめざすなかで、職員の配置や財政的担保が都道府県の裁量に委ねられては、一体的かつ全体的な推進が困難。国には、義務的経費化により、高機能化・多機能化、小規模化を国の責任において担保することを強く要請する。

委員名簿

	氏名(敬称略)	所属
委員長	増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長 全国乳児福祉協議会 常任協議員
副委員長	横川 哲	全国乳児福祉協議会 副会長 麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長
委員	久保田まり	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
委員	中板 育美	武蔵野大学看護学部 教授 全国乳児福祉協議会 協議員
委員	渡邊 守	特定非営利活動法人キーマセット ディレクター 全国乳児福祉協議会 協議員
委員	斎藤 弘美	社会福祉法人天洋社 常務理事 母子生活支援施設大田区立ひまわり苑 統括施設長
委員	平田ルリ子	全国乳児福祉協議会 会長 清心乳児園 施設長
委員	今田 義夫	全国乳児福祉協議会 副会長 日本赤十字社医療センター附属乳児院 顧問
オブザーバー	長井 晶子	全国乳児福祉協議会 顧問 久良岐乳児院 施設長

人材育成の9つの領域

①

育ち・育てること

(人材育成の基盤)

②

資質と倫理

③

子どもの権利擁護

④

専門的知識

⑤

専門的な養育技術

⑥

チームアプローチと
小規模ケア

⑧

他機関連携

⑦

保護者支援

⑨

里親支援

人材育成の9つの領域とその内容（1/3）

○ 以下の内容を、就任前から基幹的職員などのレベルに応じて設定

① 育ち・育てること （人材育成の基盤）	<ul style="list-style-type: none">・自身の役割を自覚し、子どもと家族を適切に支援するために、資質と専門性の向上を図り続ける・日々の実践から学び、ケースから学ぶ姿勢を重視する・S Vの意義を理解し、S Vを受ける・後進に対してS Vを行う・人材育成を重視する施設の文化を醸成する・人材育成に必要な体制作りにも努める・日本の社会的養護の質的向上に貢献する・保育、保健、障害福祉など関連する領域での子ども福祉の向上に貢献する・地域の子育て支援の向上に貢献する
② 資質と倫理	<ul style="list-style-type: none">・自身の健康管理・基本的な教養と社会性（マナー）・日本の健全な子育て文化を施設内で重視し展開する・健全な生活を営む養育者として機能し、全ての養育者の模範となる・所属する施設の理念を理解し、実践する・倫理規定を順守し、実践を行う・自らの実践をオープンにし、記録、報告、相談、話し合いができる・救急対応と事故防止等、緊急時の対応・感染症への対応・地域社会から信頼されるよう努める
③ 子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none">・子どもの最善の利益を理解し、実践に反映させる・多様性を尊重し差別や偏見から子どもを守る・虐待、搾取、いじめなど不当な扱いの防止・貧困の影響から子どもを守る・子どもにとって不適切な対応、環境、場面等を把握し、その改善に努める・個人情報保護の正しい理解に則って適切に情報を扱う・その他の権利侵害から子どもを守る

人材育成の9つの領域とその内容（2/3）

○ 以下の内容を、就任前から基幹的職員などのレベルに応じて設定

④ 専門的知識

- ・社会的養護を中心に福祉全般と関連する諸領域のその基盤となる法制度について学ぶ
- ・健全な生活の営みに関する必要な知識や知見を学ぶ
- ・身体的発育に関して学ぶ
- ・心的発達に関して学ぶ
- ・アタッチメントに関して学ぶ
- ・身体疾患に関して学ぶ
- ・精神疾患に関して学ぶ
- ・アセスメントに関する知識や知見について学ぶ
- ・養育スキルに関する知識や知見について学ぶ
- ・家族に関する理論や知見について学ぶ
- ・里親に関する理論や知見について学ぶ

⑤ 専門的な養育技術

- ・共感、肯定的評価など基本的な支援技術の習得
- ・愛着形成や信頼関係の構築を基盤とする
- ・個別的ケアと家庭的養育について理解し、実践する
- ・小規模グループケアの利点とリスクを理解し、健全な小規模グループケアのあり方を追求する
- ・健康的な生活を営み、日々その向上に努める
- ・急激な経過をたどる病気への救急対応
- ・食育の意義を理解し実践する
- ・ケースのアセスメントを行い、その質的向上を図る
- ・アセスメントに基づいて自立支援計画を策定し、個々の子どもに適した養育の手立てや環境を提供すること
- ・カンファレンスの意義を理解し、より適切な支援を見出していくよう努める
- ・人生の連続性を保障するための手立てを提供する
- ・子どものニーズに合わせて、治療教育的技法を活用する

人材育成の9つの領域とその内容（3/3）

○ 以下の内容を、就任前から基幹的職員などのレベルに応じて設定

⑥チームアプローチと小規模ケア	<ul style="list-style-type: none">・チームアプローチを理解しチームの一員として機能する・職員同士のサポート体制を理解し、互いに支え合う姿勢を磨く・情報の共有化やアセスメントの共有化を図り、さらにはこれらの共有化についてより効果的な手立てを探求する・小規模ケアによる職員の孤立や抱え込みの防止のための手立てを講じ、さらにより良い手立てを見出すことに努める・緊急時（災害、事故、子どもの病気など）のチーム体制の構築とそれに基づく対応の徹底を図る・小規模グループ同士の連携、および本体施設機能との連携を図り、その質的向上に努める・職員のメンタルヘルスに配慮し、必要な手立てを講じる
⑦保護者支援	<ul style="list-style-type: none">・保護者対応について基本的な姿勢を身につけ、さらにより適切なあり方を検討していく・面接技法、電話相談の基本を身につけ、さらにより適切なあり方を検討していく・家族の抱えたりリスク要因の理解に努め、その改善のための手立てを検討し、必要な機関との連携のもと実践する・保護者のアセスメントを行い、家族支援の具体的な手立てを検討し、必要な機関との連携のもと支援を行う・精神疾患について理解を深め、適切な対応ができるよう努める・母子関係の改善を目指した手立てをアセスメントに基づいて行う・家庭復帰が適切に実施されるようアセスメントを行い、児童相談所や関係機関と綿密な協議を行いながら進めていく
⑧他機関連携	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所との連携の充実、強化・医療機関との連携の充実、強化・要保護児童対策地域協議会との連携の充実、強化・保健センターや子育て支援機関等、地域の機関の役割を理解して、連携を図る・子どもの家族の支援に役立つ地域の資源を発掘し、連携を図る
⑨里親支援	<ul style="list-style-type: none">・里親制度を理解し、その質的向上に貢献する・里親支援を行い、その充実に努める・里親と子どもの関係調整を行い、その質的向上を図っていく

- 乳児院におけるソーシャルワークには、保護者や里親等の養育支援にあたり、乳幼児の養育の熟知が必要
 - ▶ 勤務経験を積んだベテラン・中堅職員（保育士、看護師等）の配属が多い
 - そうしたベテラン等職員を、乳児院等多機能化推進事業などに配属
- ⇒ 乳児院等多機能化推進事業は補助金事業であり、配属されたベテラン等職員が**民間施設等給与改善費の算定基礎から除外**され、乳児院の多機能化の取り組みの継続的な強化が難しくなる

- 人材確保は喫緊の課題。
乳児院の取り組みを正しく理解いただき、まずは職員となつて多様な経験を積んでもらえるよう、**間口は広くあるべき。**
- **女性職員の多い乳児院**では、女性のキャリアアップや「働き方改革」の観点からも、**出産や育児を支える体制**が必須。
- 増加する**一時保護委託**は、措置入所よりも**子どもへの対応の回転が速く**、短期間のアセスメントや家庭との連絡調整にかかる対応で、家庭支援専門相談員等には過大な負担
- ⇒ 乳児院のさらなる高機能化・多機能化に向けては、ソーシャルワーカーをはじめ職員体制の拡充が必要

- 小規模化するほど、職員同士の情報共有のシステムや意見交換の場の設定、チーム作りの理念の浸透などの徹底が必要。
 - ▶ 「**センター拠点機能**」の場とそれを支える専門職集団の存在が必要不可欠

- 多機能化や高機能化をめざすうえでは、**児童相談所、市町村行政、病院、療育支援センター、里親等との具体的な連携・協働**や、**社会的養育施策と子育て支援等施策との連携**が必要